



第5回 多摩区区民会議

日 時：平成23年8月31日(水)
18時～20時
場 所：多摩区役所11階会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 部会での審議状況と意見交換について

- ・「環境・観光部会」 報告者 戸高部会長
- ・「交通安全部会」 報告者 原田部会長
- ・「コミュニティ交流促進部会」 報告者 大津部会長

(2) 区民会議フォーラムと区民会議ニュースについて

報告者 事務局

3 その他

- ・今後のスケジュールについて（次回日程について）

4 閉 会

- 資料1-1 環境・観光部会の審議について
- 資料1-2 報告書骨子「家庭でできる地球温暖化防止について」
- 資料2-1 交通安全部会の審議について
- 資料2-2 自転車走行に関するルール、マナーの周知、啓発
(効果的なチラシ配布方法の検討)
- 資料2-3 自転車走行に関するルール、マナーの周知、啓発
(チラシ以外のアピール方法)
- 資料3-1 コミュニティ交流促進部会の審議について
- 資料3-2 こども文化センター・老人いこいの家 施設概要
- 資料3-3 老人いこいの家(愛称「いこいの家」)について
- 資料3-4 ふらっと(多摩区まちづくり協議会・プロジェクト)
- 資料3-5 報告書の骨子案について
- 資料4-1 区民会議フォーラムについて
- 資料4-2 多摩区民会議フォーラムレイアウト図案
- 資料4-3 多摩区区民会議フォーラムチラシ
- 資料5 区民会議ニュースの作成について
- 資料6 今後のスケジュールについて

環境・観光部会の審議について

前回の区民会議からの審議状況について

環境・観光部会ミーティング 6月7日 15:00～

- ・観光について他都市視察の決定
- ・登戸一向ヶ丘遊園のフィールドワーク決定
- ・最終報告書へ繋げていくための情報共有

環境・観光部会ミーティング 6月24日 9:00～

- ・登戸一向ヶ丘遊園のフィールドワーク
- ・区民会議フォーラムについての検討

環境・観光部会ミーティング 7月8日 10:00～

- ・川崎市地球温暖化防止活動推進員との打ち合わせ
(推進員7名、CCセンター1名)
- ・これからの「家庭でできる地球温暖化防止」について検討

環境・観光部会部会 7月8日 13:30～

- ・川崎市地球温暖化防止活動推進員との打ち合わせを経て、
これからの「家庭でできる地球温暖化防止」について検討
- ・観光講座 8月11日に実施を決定

環境・観光部会部会 8月4日 13:30～

- ・身近なCO2削減の報告書骨子(資料1-2)について審議
を実施。
- ・フォーラムについて検討

環境・観光部会ミーティング 8月5日 18:00～

- ・川崎市地球温暖化防止活動推進員との打ち合わせ
(推進員7名、CCセンター1名)
- ・これからの「家庭でできる地球温暖化防止」について検討

観光講座 8月11日 10:00～

- ・ツーリズム・マーケティング研究所より「着地型旅行・ニュー
ツーリズム」について講演ならびに意見交換を行った。

現在の審議状況について

「家庭でできる地球温暖化防止」の報告書骨子について(資料1-2)

フォーラムの結果を報告書
に反映する。

フォーラムの内容について

- ・タイトルについて
「みんなで広げよう! 家庭でできるCO2削減」
- ・コンセプトについて
限りある緑や資源を「未来を担う子どもたちにつなげ
る」ために、「区民一人一人が身近にできるエコ」を広げ
ていくために一緒に考え話し合ひましょう。

・実施方法について(未定)

・節電、マイバック、ゴミの分別、エコドライブ、リサ
イクル、太陽光(内容は、未定)などを行っているか来
場者に聞いて、それぞれ意見を記入してもらう。

①課題

- ・取り組んでいない理由
- ・続けていく方法。

②解決方法

- ・どうすれば取り組むか
- ・取組を広げるためには

これからの審議について

9月～10月

- ・区民会議フォーラムの準備
- ・各課題について、調査・審議
- ・必要に応じてフィールドワークの実施
- ・報告書の骨子の作成と校正

環境

区民会議フォーラム 10月29日(土)
・家庭でできる地球温暖化防止について、区民から
意見をもらう。

フォーラムから出た意見や感想などを受け
て、最終報告書の内容について検討する。

観光

他都市視察(未定)
・観光講座の内容を受けて、関連のあるところへ視
察を行う。

視察や観光講座、今までの審議を受けて、
最終報告書の内容について検討する。

11月～1月
部会で報告書の内容について作成と校正を行
う。

2月
区民会議で報告書の内容を確定する。

取組 1 家庭でできる地球温暖化防止について

1. この取組についての選定理由

- ・区民会議委員から集約した課題から環境の課題を選定
- ・地球環境推進全般についての取組については、範囲が広すぎるため審議の内容が拡散するので、区民の参加と協働を促進して地域課題の解決を行う趣旨に沿った、「家庭でできる地球温暖化防止について」審議を行った。

2. この取組の目的

- より良い環境を次世代へと繋げていく取り組みを推進する。
- 区民の参加と協働の促進を図り、身近なエコに取り組む多摩区を目指して「家庭でできる地球温暖化防止について」を推進する。

3. 川崎市の計画（川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画 抜粋）

地球温暖化防止対策の推進 ■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 地球規模での地球温暖化対策に貢献していくため、地球温暖化対策推進計画（CC かわさき推進プラン）に基づき、市域内での温室効果ガスを削減していくとともに、本市に蓄積された環境技術を活用し、地球全体での温室効果ガスの削減に貢献することで、1990 年度比で市域における 25%以上に相当する温室効果ガスの削減をめざします。
- 家庭部門からの CO₂ 削減のため、CC かわさき”エコ暮らし“に取り組むとともに、川崎市地球温暖化防止活動推進センターを核としながら、2011 年1月に高津市民館に開設した「CC かわさき交流コーナー」を活用し、市民、事業者と協働した地球温暖化対策を進めます。

■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地球温暖化対策事業 市民・事業者・学校・行政の各主体の責任と協働のもと地球温暖化対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●CCかわさきに基づく取組の推進 ●地球温暖化対策推進計画(CCかわさき推進プラン)の策定 ●地球温暖化対策推進条例の制定・同条例に基づく計画書制度等の運用 ●「低CO2川崎パイロットブランド」の選定及び普及の推進 ●中小規模事業者向け省エネ診断・エコ化支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●CCかわさきに基づく取組の推進 ●地球温暖化対策推進計画(CCかわさき推進プラン)に基づく取組の推進 ●地球温暖化対策推進条例に基づく計画書制度等の運用 ●低炭素都市づくり方針の検討 ●「低CO2川崎パイロットブランド」の選定及び普及の推進 ●中小規模事業者向け省エネ診断・エコ化支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進条例に基づく計画書制度等の運用・見直しの検討 ●「低CO2川崎ブランド」の認定及び普及の推進 ●中小規模事業者向け省エネ診断の実施 ●中小規模事業者における効果的な省エネ支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進実施計画の改定に向けた検討 ●低炭素都市づくり方針の策定 	事業推進
協働による地球環境配慮の推進 協働による地球環境配慮を推進するためのネットワークづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき地球温暖化対策推進協議会の運営 ●川崎市地球温暖化防止活動推進センターの指定 ●川崎市地球温暖化防止活動推進員の委嘱の準備 ●CCかわさき交流コーナーの開設 ●CC川崎エコ会議の設置及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市地球温暖化防止活動推進センターを核とした協働の取組の推進 ●川崎市地球温暖化防止活動推進員の委嘱、推進員による温暖化防止活動の促進 ●CCかわさき交流コーナーでの普及啓発活動の実施 ●CC川崎エコ会議を通じたネットワーク形成や情報発信の推進 			事業推進

4. 課題解決手段と実施主体についての審議

(1) 実施手段

- 区民への啓発（広報、勉強会、フォーラム、イベント、講座などの実施）
- 家庭での取り組み（リサイクル、打ち水、ゴミの減量、ゴーヤのカーテン）
- 人材の育成
- 市民活動団体のネットワーク化

(2) 実施主体

- 区民
- 川崎市地球温暖化防止活動推進センター（注1）
- 地球温暖化防止活動推進員（注2）
- 市民活動団体
- 行政、その他の実施主体

(注1)、(注2)とも「平成23年度 地球温暖化防止活動推進員募集要綱」(抜粋)

注1) 川崎市地球温暖化防止活動推進センターとは

川崎市内における地球温暖化防止に関する活動を支援する民間団体が運営するもので、市が指定しました。センターは、推進員をはじめ、市内の地球温暖化防止に関わる様々な団体(市民活動団体、事業者、行政等)と連携し、温暖化防止に向けた実践活動や普及啓発活動を支援、推進していきます。

センターでの打ち合わせ写真

川崎市では、当センターを平成22年10月に策定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、市の温暖化施策の推進体制の柱の一つと位置付け、市・センターが連携・協働して市内の温暖化対策に取り組んでいます。

注2) 地球環境温暖化防止推進員とは

■推進員はボランティアとして活動します(原則として報酬等は支給いたしません。)

■推進員の活動内容

推進員は、「川崎市地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱」の規定に基づき、次のことを行います。

- (1) 推進員は、日常生活において、地球温暖化防止に関する実践行動を自ら行うこと。
- (2) 地球温暖化の現状・影響・解決に向けた取組の重要性等に関する市民の理解を深めるための普及啓発活動を行うこと。
- (3) 地球温暖化防止のための実践活動のアドバイスをすること。
- (4) 市・センター等が地球温暖化防止のために実施する各種施策に協力すること。
- (5) それぞれの創意工夫によって、効果的な地球温暖化防止活動を推進すること。

推進員との打ち合わせ写真

5. 取組を行っていくための課題について

フォーラムにて意見を集約し、部会にてまとめる。

6. 取組の方向性について

(1) 区民の意識向上と家庭での取組の促進

家庭でできる地球温暖化防止の取組を促進していくためには、区民の意識向上を図り、家庭での取組の実行や、取組を地域に広げられる区民が増えるように啓発が必要である。



- ・環境に対する意識の向上
- ・環境に対する取組の実行
- ・環境に対する取組を広げる

(2) 環境に取り組む区民を増やしていく取組の推進

(1) のような区民を増やしていくためには、身近なCO₂に関する講座や環境啓発を目的としたツアー、環境について啓発を行うパネル展示など、様々な取組が必要である。

また、地球環境温暖化防止推進員や環境問題に取り組んでいる市民活動団体の中には、自ら区民への啓発を行うことを目的としていたり、実施を行っているため、活動を促進していく必要がある。

理想としては、環境に対する啓発を受けた区民が、市民活動団体や川崎市地球温暖化防止活動推進センターと協力して、区民の啓発を行っていくサイクルが形成されることである。

部会で検討後、フォーラムで出た意見によって、修正も検討

7. 審議結果について（案）

1. ～6. を踏まえて、区民の参加と協働の促進を図り、身近なエコに取り組む多摩区を目指して、家庭でできる地球温暖化防止を推進するため、次の審議結果を報告する。

審議結果。家庭でできる地球温暖化防止の啓発を行う機会をつくる

区民として、家庭でできる地球温暖化防止についてやってみたいという気持ちがあっても、どのように実行にうつしたらよいかわからない人が大勢いる。また市民活動団体や意識のある区民が、環境の啓発を行いたいという気持ちがあっても、実施できるのは、お祭りやイベント時などに限られてしまう。

そこで、家庭でできる地球温暖化防止について啓発を行う機会をつくり、区民にとって啓発となるように、市民活動団体としては活動の発表が実施できる機会をつくる。

核となる団体の検討、ネットワーク化の検討
(今後の検討)

フォーラム、フィールドワークなど、今までの審議を参考に
部会で検討していく。